〔別紙１〕

随意契約理由書

神戸市

件　　名	妙賀山クリーンセンタークレーン用バケット点検整備
契約の相手方	株式会社福島製作所　大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

随意契約の理由

当クリーンセンターは、主に北区で収集される家庭ごみの中継、搬出業務を安全かつ適正に行っている。

これらの業務のうち、中継車へのごみの積込み作業に当該クレーンを使用しており、「可燃ごみ」は各クリーンセンター、「不燃ごみ」は布施畑環境センター、「容器包装プラスチック」は選別工場へそれぞれ搬出するために使用している。

ごみは毎日搬入されており、積込み作業が停止すると北区のごみ収集業務に大きな支障をきたし、市民生活に多大な影響が出る。

本バケットは、その中の重要な機器であり、点検整備には安全かつ安定的な稼動ができるような技術が要求され、かつプラントの稼動に支障がないよう行う必要がある。

本バケットは、上記業者が本プラント用に設計・製作したもので、安全かつ安定的な稼動ができるような部品の製作・調達かつ性能を維持できる点検整備及び試運転調整が可能である技術は、上記業者以外持っていないので、上記業者しか点検整備を行うことができない。

よって、上記業者を随意契約の相手方と選定する。

担当部署 （問合せ先）	環境局施設課妙賀山クリーンセンター （電話番号　078-591-0666）